

週休2日交替制工事実施要領

1. 目的

公共工事は、公共性のある施設や工作物に関する建設工事や施設、工作物の維持管理工事等、多岐にわたる。

道路、河川等の公共性のある施設の維持管理は緊急性が高く、休日作業が必要な場合もある。また、社会的要請や現場条件の制約等を受ける工事は、現場閉所を行うことが困難な場合もある。

今般、建設業の働き方改革を推進し、休日確保に向けた環境整備として、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事においても、現場代理人や技術者及び技能労働者が適切に休日の確保ができるよう、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むこととするものである。

2. 対象工事

和歌山県県土整備部が発注する工事（単価契約、営繕関係、港湾漁港関係を除く。）のうち、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある工事等（地方自治法施行令167条の2第1項5号緊急の必要による随意契約工事等）社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事を対象とする。

3. 用語の定義

（1）週休2日（交替制）

- ①「完全週休2日（交替制）」とは、評価期間が7日以上工事において、7日を1期間として評価期間の全ての期間単位で、対象者※¹が交替しながら2日間以上の休日※²を確保する取組をいう。
- ②「月単位の週休2日（交替制）」とは、評価期間において、28日（4週）を1期間として全ての期間単位で、対象者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組、または評価期間が28日（4週）未満の工事においては28日（4週）に換算して4週8休以上の休日を確保する取組をいう。
- ③「通期の週休2日（交替制）」とは、評価期間において対象者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

※1 対象者とは、施工体制台帳上の元請け及び下請けの全ての技術者及び技能労働者で、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は対象外とする。（一時的に従事した技術者及び技能労働者とは、休日を含んだ1ヶ月間を連続で稼働しない技術者及び技能労働者を想定している。）

※2 休日とは、技術者及び技能労働者毎に本工事で作業（出勤）していない日をいう。

（2）対象期間

工事着手日（現場事務所等の設置または測量等の実際の工事のための準備工事に着手した日）から現場完成日（現場作業が完了した日（出来形管理の測量、後片付けは除く））までの期間をいう。

なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。

（3）評価期間

- ・対象期間が28日（4週）以上の場合、7日又は28日（4週）を1期間とし、工事着手日から現場完成日が属する期間の1期間前の末日までを評価期間とする。ただし、現場完成日の属する期間が7日又は28日（4週）を満足する場合

は、対象期間を評価期間とする。

- ・対象期間が7日（1週）以上28日（4週）未満の場合、7日（1週）を1期間とし、工事着手日から現場完成日が属する期間の1期間前の末日までを評価期間とする。ただし、現場完成日の属する期間が7日（1週）を満足する場合は、対象期間を評価期間とする。
- ・対象期間が7日（1週）未満の場合、対象期間を評価期間とする。

4. 発注方式

「完全週休2日（交替制）」（評価期間が7日に満たない工事は「月単位の週休2日（交替制）」）に取り組むことを指定する発注者指定型とする。

5. 実施の流れ

（1）工事発注時

- ・発注者は、特記仕様書により本要領の週休2日交替制対象工事であることを明示する。
- ・「完全週休2日（交替制）」を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた予定価格を作成する。ただし、評価期間が7日に満たない工事は「月単位の週休2日（交替制）」を達成した場合の補正係数とする。
- ・工期設定支援システムの活用等により、適切な工期設定を行う。

（2）工事契約後

- ・受注者は、「完全週休2日（交替制）」（評価期間が7日に満たない工事は「月単位の週休2日（交替制）」）を考慮した計画工程表を監督員に提出するものとする。なお、現場条件等により「完全週休2日（交替制）」（評価期間が7日に満たない工事は「月単位の週休2日（交替制）」）の取組を行うことが困難な場合においても、「月単位の週休2日（交替制）」（評価期間が7日に満たない工事は「通期の週休2日（交替制）」）は必須とする。
- ・発注者は、初回打合せ時に「完全週休2日（交替制）」（評価期間が7日に満たない工事は「通期の週休2日（交替制）」）に取り組む工事であることや達成できない場合の減額金額を工事打合せ簿で受注者に通知する。
- ・工事契約後、工事着手前に限り、発注者との協議によって、週休2日（交替制）から週休2日に変更できるものとする。なお、週休2日に変更した場合、週休2日工事実施要領に基づき実施するものとする。

（3）工事着手後から竣工まで

- ・受注者は、週休2日（交替制）の確保状況を別紙2、実施工程表、工事日誌等により監督員に適宜（毎月）報告するものとする。
- ・発注者は、週休2日（交替制）の達成状況を確認し、達成状況に応じて適切に変更契約する。
- ・工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受注者間で協議して交替制による週休2日の対象外とする作業と期間を決定する。ただし、交替制による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。
- ・やむを得ず交替制による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。

6. 必要な費用の計上

別紙1による。

7. 工事成績評定

「完全週休2日（交替制）」の達成が確認できる場合は、和歌山県県土整備部工事成績評定にて加点を行う。

また初回打合せ時において、受注者側に「月単位の週休2日（交替制）」（評価期間が7日に満たない工事は「通期の週休2日（交替制）」）に取り組む姿勢が明らかに見られなかった場合については、必要に応じ、和歌山県県土整備部工事成績評定にて減点を行う。なお、「完全週休2日（交替制）」（評価期間が7日に満たない工事は「月単位の週休2日（交替制）」）に関する点数を減ずる措置は行わない。

8. 週休2日（交替制）の確認および評価方法（別紙2参照）

（1）対象者の休日の確保状況は、別紙2、実施工程表、工事日誌等の書類により確認する。

（2）「完全週休2日（交替制）」は、評価期間の対象者の休日確保日数により1期間に2日休日の評価を行う。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、週2回の夜間で休日を確保していれば、「完全週休2日（交替制）」を達成しているとみなす。

（3）「月単位の週休2日（交替制）」は、評価期間が28日（4週）以上の工事においては評価期間1期間毎の対象者の休日確保日数により評価を行う。

また、評価期間が28日（4週）未満の工事においては28日（4週）に換算した場合の対象者の休日確保日数により4週8休の評価を行う。

（4）「通期の週休2日（交替制）」は、評価期間における対象者の休日確保日数を平均して4週8休の確認を行う。

9. その他

（1）受注者は週休2日工事の対象工事であることを工事現場内の公衆の見やすいところに掲示するものとする。

（掲示の例）

「週休2日工事に取り組んでいます」 この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、週休2日に取り組んでいます。 現場閉所予定 ○月○日、○日、○日・・・ 原則○曜日、○曜日 など 発注者 ○○振興局建設部 受注者 ○○建設株式会社

（2）受注者は発注機関の行うアンケートに協力するものとする。

附 則

この要領は、令和7年7月15日以降に当初設計書を作成する工事から適用する。

○必要な費用の計上方法

次に掲げる経費について各事業毎に定める補正係数により補正を行う。

○土木工事(空港事業、港湾事業(港湾局海岸を含む)および漁港事業(漁港海岸を含む)を除く)の補正係数

【完全週休2日（交替制）】

	補正係数
労務費	1.02
現場管理費率	1.03

【月単位の週休2日（交替制）】

	補正係数
労務費	1.02
現場管理費率	1.02

○空港事業(「空港請負工事積算基準」に基づく工種区分により間接工事費を積算した工事)の補正係数

【完全週休2日（交替制）】

	補正係数
労務費	1.02
現場管理費率	1.03

【月単位の週休2日（交替制）】

	補正係数
労務費	1.02
現場管理費率	1.02

○土木工事市場単価方式による週休2日(交替制)の取得に要する費用の計上に関する
補正係数

名称区分	補正係数	
	交替制	
	月単位	完全週休2日
鉄筋工	1.02	1.02
ガス圧接工	1.01	1.01
インターロッキングブロック工（設置）	1.01	1.01
インターロッキングブロック工（撤去）	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール 設置）	1.00	1.00
防護柵設置工（ガードレール 撤去）	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ 設置）	1.00	1.00
防護柵設置工（ガードパイプ 撤去）	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵 設置）	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵 撤去）	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）	1.01	1.01
道路標識設置工（設置）	1.00	1.00
道路標識設置工（撤去・移設）	1.01	1.01
道路付属物設置工（設置）	1.01	1.01
道路付属物設置工（撤去）	1.02	1.02
法面工	1.01	1.01
吹付砕工	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）	1.01	1.01
道路植栽工	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	1.02	1.02
橋面防水工	1.01	1.01
薄層カラー舗装工	1.00	1.00
グルーピング工	1.00	1.00
軟弱地盤処理工	1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）	1.01	1.01

○土木工事標準単価による週休2日(交替制)の取得に要する費用の計上に関する
補正係数

名称区分	補正係数	
	交替制	
	月単位	完全週休2日
区画線工	1.02	1.02
高視認性区画線工	1.02	1.02
橋梁塗装工	1.01	1.01
構造物とりこわし工（機械）	1.01	1.01
構造物とりこわし工（人力）	1.02	1.02
コンクリートブロック積工	1.02	1.02
排水構造物工	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工	1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）（固定足場）	1.01	1.01
表面被覆工（コンクリート保護塗装）（高所作業車）	1.01	1.01
表面含浸工（固定足場）	1.02	1.02
表面含浸工（高所作業車）	1.02	1.02
連続繊維シート補強工（固定足場）	1.02	1.02
連続繊維シート補強工（高所作業車）	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）（固定足場）	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）（高所作業車）	1.02	1.02
漏水対策材設置工（固定足場）	1.02	1.02
漏水対策材設置工（高所作業車）	1.02	1.02
防草シート設置工	1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）（固定足場）	1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）（高所作業車）	1.01	1.01
塗膜除去工	1.02	1.02
バキュームブラスト工	1.01	1.01
道路反射鏡設置工（設置）	1.00	1.00
道路反射鏡設置工（撤去）	1.02	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）	1.02	1.02
機械式継手工	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工	1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）	1.02	1.02
支承金属溶射工	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工	1.02	1.02
フレア溶接工	1.02	1.02
H型ボラード設置工	1.01	1.01
橋梁用水切り設置工（固定足場）	1.02	1.02
橋梁用水切り設置工（作業車）	1.02	1.02

○下水道工事市場単価方式による週休2日(交替制)の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称区分	補正係数	
	交替制	
	月単位	完全週休2日
硬質塩化ビニル管設置工	1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工	1.01	1.01
砂基礎工（人力施工）	1.02	1.02
砂基礎工（機械施工）	1.02	1.02
碎石基礎工（人力施工）	1.02	1.02
碎石基礎工（機械施工）	1.02	1.02
組立マンホール設置工	1.01	1.01
小型マンホール工	1.00	1.00
取付管およびます設置工（ます設置工）	1.00	1.00
取付管およびます設置工（取付管布設及び支管取付工）	1.01	1.01

○「完全週休2日（交替制）」の確認および評価方法の例

技術者及び技術技能者ごとに作成し確認

 : 評価期間
 : 対象期間

工事番号：
工事名：
受注者名：
技術者所属名：
技術者氏名：

工事着手日から評価の対象とする。
工事着手日とは、実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量）に着手した日とする。

期間 休日日数		火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日
		10/30	10/31	11/1	11/2	11/3	11/4	11/5
		契約日	工事開始日					
		11/6	11/7	11/8	11/9	11/10	11/11	11/12
1期間	2	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17	11/18	11/19
		現場着手日				休日	休日	
2期間	2	11/20	11/21	11/22	11/23	11/24	11/25	11/26
						休日	休日	
3期間	2	11/27	11/28	11/29	11/30	12/1	12/2	12/3
					休日		休日	
4期間	2	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8	12/9	12/10
				休日			休日	
5期間	2	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15	12/16	12/17
					休日		休日	
6期間	2	12/18	12/19	12/20	12/21	12/22	12/23	12/24
				休日			休日	
7期間	2	12/25	12/26	12/27	12/28	12/29	12/30	12/31
			休日	休日				
8期間	3	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6	1/7
		休日	休日	休日				
9期間	2	1/8	1/9	1/10	1/11	1/12	1/13	1/14
							休日	休日
10期間	2	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21
							休日	休日
11期間	2	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28
							休日	休日
12期間	2	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4
							休日	休日
13期間	2	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	2/10	2/11
				休日				休日
14期間	2	2/12	2/13	2/14	2/15	2/16	2/17	2/18
				休日				休日
15期間	2	2/19	2/20	2/21	2/22	2/23	2/24	2/25
					休日			休日
15期間	2	2/26	2/27	2/28	2/29	3/1	3/2	3/3
					休日			休日
		3/4	3/5	3/6	3/7	3/8	3/9	3/10
					完成日	工期末		

現場完成日が属する期間の1期間前の末日までを評価期間を対象とする。
現場完成日とは、現場での作業（出来形管理の測量、後片付けは除く）が完了した日とする。

評価期間の全ての期間単位（7日）で、
技術者及び技能労働者が2日以上の休日を
確保しているため、
「完全週休2日（交替制）」を達成

○「月単位の週休2日（交替制）」の確認および評価方法の例（1）

- ・ 技術者及び技能労働者の期間ごとの達成状況を取りまとめて
集計表を作成

月単位の週休2日（交替制）達成状況

技術者及び技能労働者氏名	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	6期目	7期目	8期目	4週8休 達成状況
ア	4週9休	4週8休	4週9休	4週8休	4週7休	4週9休	4週8休	対象外	未達成
イ	4週8休	4週8休	4週8休	4週9休	4週8休	4週9休	4週8休	対象外	達成
ウ	4週8休	4週8休	4週8休	4週9休	4週8休	4週9休	4週8休	対象外	達成
エ	対象外	4週9休	4週8休	4週8休	4週8休	4週9休	4週9休	対象外	達成

技術者及び技能労働者が1名でも未達成の場合は、
「月単位の週休2日（交替制）」未達成とする。

○「月単位の週休2日（交替制）」の確認および評価方法の例（2）

技術者及び技術技能者ごとに作成し確認

工事着手日から評価の対象とする。
工事着手日とは、実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量）に着手した日とする。

：評価期間
：対象期間

工事着手日まで
では対象外

1 期間目

⇒ 4週8休

2 期間目

⇒ 4週9休

3 期間目

⇒ 4週8休

4 期間目

⇒ 4週9休

5 期間目

⇒ 4週8休

6 期間目

⇒ 4週8休

7 期間目

⇒ 4週9休

8 期間目中

⇒ 対象外

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10	11/11
契約日	工期開始日					
11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17	11/18
11/19	11/20	11/21	11/22	祝日（作業日）	11/23	11/24
現場着手日					休日①	休日②
11/26	11/27	11/28	11/29	11/30	12/1	12/2
						休日③
12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8	12/9
休日④						休日⑤
12/10	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15	12/16
		休日⑥			休日⑦	休日⑧
12/17	12/18	12/19	12/20	12/21	12/22	祝日
祝日（作業日）	12/24	12/25	12/26	12/27	12/28	12/29
						12/30
12/31	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6
		休日③	休日④	休日⑤	休日⑥	休日⑦
1/7	1/8	1/9	1/10	1/11	1/12	1/13
					休日⑧	休日⑨
祝日	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19
休日①					休日②	休日③
1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27
			休日④	休日⑤		
1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3
			休日⑥	休日⑦		
2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	2/10
						休日⑧
祝日（作業日）	2/11	2/12	2/13	2/14	2/15	2/16
			休日①	休日②		2/17
2/18	2/19	2/20	2/21	2/22	2/23	2/24
			休日③		休日④	休日⑤
2/25	2/26	2/27	2/28	3/1	3/2	3/3
			休日⑥	休日⑦		
3/4	3/5	3/6	3/7	3/8	3/9	3/10
			休日⑧	休日⑨		
3/11	3/12	3/13	3/14	3/15	3/16	3/17
			休日①	休日②		
3/18	3/19	3/20	祝日	3/21	3/22	3/23
	休日③	休日④	休日⑤			3/24
3/25	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31
		休日⑥				
4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7
					休日⑦	休日⑧
4/8	4/9	4/10	祝日	4/11	4/12	4/13
			休日①	休日②		4/14
4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21
			休日③	休日④		
4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27	4/28
			休日⑤	休日⑥		
祝日（作業日）	4/29	4/30	5/1	5/2	祝日	5/3
			休日⑦	休日⑧	5/4	祝日（作業日）
祝日	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11
休日①			休日②	休日③		5/12
5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19
			休日④	休日⑤		
5/20	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25	5/26
			休日⑥	休日⑦		
5/27	5/28	5/29	5/30	5/31	6/1	6/2
			休日⑧	休日⑨		
6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9
6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15	6/16
		現場完成日				
6/17	6/18	6/19	6/20	6/21	6/22	6/23
工期末日						

現場完成日が属する期間の1期間前の末日までを評価期間を対象とする。
現場完成日とは、現場での作業（出来形管理の測量、後片付けは除く）が完了した日とする。

「月単位の週休2日（交替制）」
すべての期間で4週8休を達成

○「月単位の週休2日(交替制)」の確認および評価方法の例(3)

技術者及び技術技能者ごとに作成し確認

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
10/28	10/29	10/30	10/31	11/1	11/2	11/3
	契約日	工期開始日			着工前写真	祝日
11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10
11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17
	工事着手日(現場測量)	休日①	休日②	施工	施工	休日③
11/18	11/19	11/20	11/21	11/22	11/23	11/24
休日④	施工	施工	施工	施工	祝日	休日⑤
11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30	12/1
休日⑦	施工	施工	現場完成日(施工完了)	出来形測量	工事看板撤去	休日⑥
12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8
	工事完成日		工期末日			
12/9	12/10	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15

 : 評価期間
 : 対象期間

工事着手日
までは対象外

(対象期間が7日以上28日未満の場合)

1 期間目

⇒ 1 週 4 休

2 期間目

⇒ 1 週 3 休

3 期間目

⇒ 評価対象外

工事着手日から現場完成日が属する期間の1 期間前の
末日までが評価対象

2 週 7 休を 4 週に換算し、4 週 1 4 休

⇒ 4 週 8 休以上のため、「月単位」達成とみなす

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
10/28	10/29	10/30	10/31	11/1	11/2	11/3
	契約日	工期開始日			着工前写真	
11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10
11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17
	工事着手日(現場測量)	施工	施工	施工	施工	休日①
11/18	11/19	11/20	11/21	11/22	11/23	11/24
休日②	施工	施工	施工	施工	祝日	休日④
11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30	12/1
休日⑤	施工	施工	施工	施工	施工	休日⑥
12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8
休日⑦	施工	施工	施工	施工	施工	休日③
12/9	12/10	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15
現場完成日(施工完了)	出来形測量	工事看板撤去	工事完成日		工期末日	

(対象期間が28日の場合)

1 期間目

⇒ 1 週 2 休

2 期間目

⇒ 1 週 3 休

3 期間目

⇒ 1 週 2 休

4 期間目

⇒ 1 週 2 休

28 日(4 週)のため、対象期間を評価期間とする

➢ 4 週 9 休(4 週 8 休以上)のため、「月単位」達成とする

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
10/28	10/29	10/30	10/31	11/1	11/2	11/3
	契約日	工期開始日			着工前写真	
11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10
11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17
	工事着手日(現場測量)	休日①	施工	現場完成日(施工完了)		
11/18	11/19	11/20	11/21	11/22	11/23	11/24
	出来形測量	工事看板撤去			祝日	
11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30	12/1
	工事完成日					
12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8
			工期末日			
12/9	12/10	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15

(対象期間が7日未満の場合)

⇒ 4 日 1 休

評価期間の4 日 1 休を 28 日(4 週)に換算し、
4 週 7 休

⇒ 4 週 8 休未満のため、未達成とみなす

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
10/28	10/29	10/30	10/31	11/1	11/2	11/3
	契約日	工期開始日			着工前写真	
11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10
11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17
	工事着手日(現場測量)	休日①	施工	休日②	現場完成日(施工完了)	
11/18	11/19	11/20	11/21	11/22	11/23	11/24
	出来形測量	工事看板撤去			祝日	
11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30	12/1
	工事完成日					
12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8
			工期末日			
12/9	12/10	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15

(対象期間が7日未満の場合)

⇒ 5 日 2 休

評価期間の5 日 2 休を 28 日(4 週)に換算し、
4 週 1 1 休

⇒ 4 週 8 休以上のため、「月単位」達成とみなす